



事務連絡
平成18年6月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課（室）御中
中核市

厚生労働省老健局介護保険課
計 画 課
振 興 課

平成18年4月改正事項関連通知の正誤について

標記については、平成18年3月31日付け通知等でお知らせしているところであるが、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について（平成18年老発第0331002号）、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について（平成18年老発第0331017号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年老発第0331020号）、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成18年老発第0331022号）、「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年老発第0331028号）」、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」の一部改正について（平成18年老発第0412001号）及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」の一部改正について（平成18年老発第0412002号）」について、それぞれ、誤りがあったので、別紙1から別紙7までのおりお知らせする。

ページ	段	行	誤	正
「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」 の一部改正について（平成18年老発第0331017号）				
5ページ	改正後	14	附則第8条	附則第23条

サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になると考えられる。このため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、3(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、3(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第9条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、3(3)①中「150万円」とあるのは、「190万円」と、3(5)中「1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）」とあるのは、「1/8」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的
(略)

2 実施主体
(略)

3 対象市町村
(略)

第23条

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的
(略)

2 実施主体
(略)

3 対象市町村
(略)